

高校生大会における合同チームの考え方について

千葉県高等学校体育連盟
ハンドボール専門部

原則として、全国高体連が定めたルールに則して運営する。

【趣旨】

部員数の少ない高校の生徒にも試合の機会を与えるためである。勝利至上主義の合同チームはあってはならない。

【条件】

- ①当該校の校長がお互いに認めていること。
- ②各高校が単独で日本ハンドボール協会および千葉県ハンドボール協会、千葉県高等学校体育連盟へ加盟登録されていること。
- ③選手（生徒）も日本ハンドボール協会へ個人登録されていること。
- ④引率者は必ず各校から1名を必要とする。
- ⑤合同チームを編成する場合は、部員数7名未満の高校を対象とする。
(部員数が7名以上の高校と7名未満の高校が編成する場合は、ハンドボール専門部の了解があれば可能)

【大会参加】

全国高体連、関東高体連、千葉県高体連、千葉県協会が主催する大会への参加を認める。

【申請】

「部員不足に伴う合同チーム編成承諾書」に校長印を押印して以下の会議に提出する

関東高校 … 4月上旬に行われる代議員総会
高校総体 … 4月下旬に行われる常任委員会
新人大会 … 9月上旬に行われる常任委員会

【申し合わせ】

- ・合同チームの最小構成単位は各学校とする。チームを分散させて合同チームを編成することは認めない。
- ・合同チームの選手登録人数、大会経費は合同チームで単一チームの扱いとする。
- ・合同チームを編成する場合、地理的に隣接していることが望ましいが、練習等が計画的かつ継続的に実施されていれば、その限りではない。

- ・合同チームは原則として同地区で形成することが望ましい。地区を跨いで合同チームを形成する場合、人数が多い学校の地区で出場する。人数が同数の場合、専門部で協議して所属する地区を決定する。
- ・合同チームは「大会ごとに形成する」という立場をとる。そのため、合同チームで大会に参加する場合、毎回承諾書を提出する必要がある。また、合同チームが県大会でベスト4以上の成績を収め、次回大会も同じ合同チームで出場する場合でもシード権を得ることはできず、再び地区大会から出場する。
- ・3校以上の学校による合同チームについても同様に扱う。

※令和5年4月現在では、日本協会の合同チームに関する指針が出されていないため、変更する可能性がある。現状では、協会主催大会である関東選抜、全国選抜に合同チームが出場できるかは未定である。